

平成23年7月5日

第89回定時総代会議事録

富国生命保険相互会社

第 8 9 回定時総代会議事録

富国生命保険相互会社

平成 2 3 年 7 月 5 日（火曜日）午前 1 0 時 3 0 分、東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号、富国生命本社 2 8 階会議室に於て、全取締役 1 1 名（秋山智史、米山好映、山本幹男、古屋勝正、平井堅治、秋川貞、歌田勝弘、一色浩三、酒井均、林敏広、藤原利秀）及び全監査役 5 名（前田周一、今井明雄、根津嘉澄、大橋光夫、望月朗宏）が出席し、第 8 9 回定時総代会を開催した。

1. 開会

午前 1 0 時 3 0 分、定款第 2 0 条の定めにより、代表取締役社長米山好映が議長となり、議長席にて開会を宣した。

議長は、本議場内に、取締役・監査役・保険計理人のほか、執行役員・事務局担当者及び本総代会の傍聴を希望した社員 1 0 名などが着席していることを報告した。

また、本総代会の議事進行の様子は、議場後方よりビデオカメラにより撮影し、その中継映像を、当ビル 1 8 階にて当社幹部職員、及び傍聴を希望した社員などが視聴していることを報告した。

次に、議長は、現総代数は 1 1 6 名であるが、本日の出席総代が、委任状による議決権行使 1 0 名を含めて合計 1 1 3 名であることを報告し、本総代会の議案の決議に必要な定足数を充足しているため、適法に成立した旨を述べた。（※その後 3 名が出席したため、出席者は委任状による議決権行使 9 名を含め合計 1 1 5 名となった。）

次いで、本日上程される議案のうち第3号議案は、定款第40条に定める特別決議による事項であり、また、その他の議案は定款第21条に定める普通決議による事項であることを述べた。

2. 議事の経過の要領及びその結果

1) 監査報告

議長は、まず、前田常勤監査役に監査報告を求めた。同監査役は、監査の方法、内容及び結果は、監査役会の監査報告書謄本記載のとおりであること、また、本総代会に提出の全ての議案及び書類は、法令・定款に適合しており、不当な事項はない旨を述べた。

2) 報告事項の報告

議長は、平成22年度事業報告の件、平成22年度計算書類報告の件、及び相互会社制度運営報告の件について、スライドを用い、ナレーションにて報告を行う旨を述べた。

ア. 平成22年度事業報告の件

平成22年度事業報告について、事業の経過、事業の成果などを報告した。

イ. 平成22年度計算書類報告の件

平成22年度計算書類報告について、貸借対照表、損益計算書を中心に前年度からの増減理由も含め、主な項目について報告した。

さらに、決算の重要な指標として、基礎利益の状況、ソルベンシー・マージン比率を報告した。

ウ. 相互会社制度運営報告の件

相互会社の仕組みと総代の定数、総代の選出方法、平成22年度ご契約者懇談会開催状況などについて報告した。

この後、議長は平成22年度事業報告の中の、会社が対処すべき課題について報

告した。

3) 東日本大震災への対応についての説明

引き続き、議長は、当社の東日本大震災への対応について、配布資料を用いて説明した。

4) 質疑

上記報告事項、及び説明の終了後、総代から事前に寄せられた以下の質問・意見に対し、議長及び担当取締役より回答を行った。

- 環境の激変にも強い経営体質を維持していることに、感服いたしております。
- 東日本大震災のような自然大災害の発生により、会社の経営方針等の変更があれば教えてください。
- 東日本大震災の岩手県、宮城県、福島県における営業活動への影響及び平成24年3月期業績への影響について教えてほしい。
- 外資系保険会社の日本撤退が与える影響について教えてほしい。
- 3月11日の大震災後の活動について、被災地域として感謝いたしております。まだ多数の行方不明の方がいらっしゃいます。保険金などの相談等、被災者の力になっていただくようよろしくお願いいたします。
- 東日本大震災の影響は、今後の経営にどの程度の影響がありますか。また震災を踏まえ、保険全般の契約条件における段階的捉え方をどのように考えられていますか。
- お客さま基点を掲げられていますが、営業職員の理解拡大、細やかな対応を今後どのように教育推進されますか。
- 基礎利益は前年比下回ったものの、保険料等収入は生保大手の中でも前年比突出した増加を示しており、営業面の成果を大いに評価したい。今後は新たな基準が適用されるソルベンシー・マージン比率を注視した業務運営

を図ることにより、健全性の一段の向上を図っていただきたい。

- 新商品が発売されたときは、通知か説明がほしい。

上記の事前に寄せられた各質問・意見に回答後、さらに議長は、出席総代に対して質問・意見等を求めたところ、以下のような質問・意見があり、議長及び担当取締役より回答を行った。

- 東日本大震災の対応で義援金を支払ったとのことですが、これから被災地に対し末永い支援が必要かと思えます。どのような対応を考えていますか。
- 東日本大震災で、新潟県にも1万人ぐらいの避難者がいる。そういった方々への安否確認は、きちんと行われているのか。
- 人材育成は企業の最重要課題だと思いますが、3月に人材開発本部を立ち上げ、その本部長に社長が就任されたとのことですが、社長の意図するところを教えてください。
- 御社の商品を他社のものと比較した資料を出していただければ、どこが優れているのか判り易いのだが、いかがか。

その後、出席総代からの発言がなかったため、議長は、質問・意見等への回答を終了する旨を述べた。

5) 決議事項の審議・採決

続いて、議長は、決議事項である第1号から第6号までの各議案について、それぞれ説明し採決を行う方法で審議を進めたい旨を述べ、出席総代に異議を問うたが、満場異議はなかった。

第1号議案 平成22年度剰余金処分案承認の件

議長は、別添資料1などにもとづき、平成22年度剰余金処分案について説明を行うとともに、社員配当比率などについての説明を行った。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第2号議案 社員配当準備金分配の件

議長は、別添資料2などにもとづき、社員配当準備金分配について説明した。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第3号議案 定款一部変更の件

議長は、定款の一部について、別添資料3などに記載のとおり変更したい旨を述べ、基金の再募集に伴う定款の一部変更について、その理由と概要を説明した。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第4号議案 評議員9名選任の件

議長は、現評議員9名全員が本総代会終結の時をもって任期満了となることにともない、評議員9名を選任したい旨を述べた。

議長は、評議員として、加藤奂、手島忠、根津公一、野中郁次郎、堀内光一郎、堀内行蔵、宮川努、八代ひろよ、和田勝の9名を選任したい旨、及びその推薦理由を述べた。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第5号議案 取締役11名選任の件

議長は、現取締役11名全員が本総代会終結の時をもって任期満了となることにともない、秋山智史、米山好映、山本幹男、古屋勝正、平井堅治、秋川貞、歌田勝弘、一色浩三、酒井均、林敏広、藤原利秀の11名を取締役として選任したい旨を述べた。なお、歌田勝弘及び一色浩三の2名については社外取締役の候補者である旨を述べた。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。選任された11名は全員就任を承諾した。

第6号議案 監査役1名選任の件

議長は、現監査役のうち今井明雄が本総代会終結の時をもって任期満了となることにともない、今井明雄を監査役に選任したい旨を述べた。また、本議案については監査役会の同意を得ていることを述べた。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。選任された今井明雄は就任を承諾した。

3. 閉会

議長は、以上をもって本定時総代会の議案全部を議了した旨を述べ、午後0時14分に、議長は第89回定時総代会の閉会を宣した。

以上の議事の経過及び決議を明確にするため、この議事録を作成した。

平成23年7月5日

富国生命保険相互会社

第89回定時総代会

議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

代表取締役社長 米山好映

以上

決議事項

総代会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 平成22年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は、^(※)添付書類34頁に記載のとおりであります。

当期末処分剰余金695億5,478万1,225円及び不動産圧縮準備金取崩額715万1,534円の計695億6,193万2,759円のうち、413億5,042万9,318円を当期の剰余金処分量とし、残額の282億1,150万3,441円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

また、当期の処分につきましては、社員配当準備金に243億8,147万9,318円を繰り入れ、その他を損失てん補準備金、基金利息及び任意積立金に計上させていただきたいと存じます。なお、任意積立金については、基金の償却に充てるため基金償却準備金を50億円、今後の有価証券・不動産等の価格変動リスクに備えることを目的とした価格変動積立金を110億円、それぞれ積み立てるものであります。

(※) 添付書類34頁記載の資料につきましては、別添資料1-2の通りです。

平成22年度 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	69,554,781,225
任 意 積 立 金 取 崩 額	7,151,534
不 動 産 圧 縮 準 備 金 取 崩 額	7,151,534
計	69,561,932,759
剰 余 金 処 分 額	41,350,429,318
社 員 配 当 準 備 金	24,381,479,318
差 引 純 剰 余 金	16,968,950,000
損 失 て ん 補 準 備 金	76,000,000
基 金 利 息	892,950,000
任 意 積 立 金	16,000,000,000
基 金 償 却 準 備 金	5,000,000,000
価 格 変 動 積 立 金	11,000,000,000
次 期 繰 越 剰 余 金	28,211,503,441

(注) 差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

第2号議案 社員配当準備金分配の件

1. 平成22年度末社員配当準備金532億557万3,925円と、平成22年度剰余金から繰り入れました243億8,147万9,318円との合計額775億8,705万3,243円の中から、普通保険約款、特約条項及び契約書に従い社員配当金を分配します。
2. 平成23年度の各保険種類の社員配当金は次のとおりです。

(1) 個人保険契約及び個人年金保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、合計額が負値の場合は0円とします。

① 5年ごと配当付保険契約

[普通配当] a, b, cを合算した金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

- a. 死差益配当金
危険保険金に表1の配当率を乗じた金額
- b. 費差益配当金
保険金に表2の配当率を乗じた金額
- c. 利差益配当金
責任準備金に表3の配当率を乗じた金額

表1 死差益配当率（例示、介護保障定期保険契約）（危険保険金100万円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	20円	20円	40円	90円	210円	560円
女	10円	10円	20円	50円	100円	230円

表2 費差益配当率（例示）（保険金100万円につき）

保険種類		配当率
利益配当付保険契約	養老保険、終身保険	300円
〔平成8年4月2日以降 平成11年4月1日以前の契約〕	定期保険、医療保険、定期保険特約、 個人年金保険	150円
	5年ごと配当付保険契約	0円

表3 利差益配当率

対象契約	配当率
予定利率2.00%未満の平準払契約 ^(*)	1.80%と予定利率との差
予定利率2.00%未満の一時払契約	1.40%と予定利率との差
予定利率2.00%以上	1.60%と予定利率との差

(*)養老保険及び新個人年金保険の配当率は0

② 5 年ごと利差配当付保険契約

[普通配当]

a. 利差益配当金

責任準備金に表 3 の配当率を乗じた金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

[特別配当]

b. 5 年ごと高額加算特別配当金

5 年ごとの応当日を迎える、保険金額が 3,000 万円以上かつ主契約が保険料払込中の契約に対して、保険金に表 4 の配当率を乗じた金額とします。

c. 5 年ごと健康特別配当金

契約日が平成 19 年 4 月 1 日以前の契約で、5 年ごとの応当日を迎える契約に対して、危険保険金に表 5 の配当率を乗じた金額とします。

d. 5 年ごと医療特別配当金

契約日が平成 19 年 4 月 1 日以前の契約で、5 年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対して、過去 5 年間に入院給付金の支払いがないことを要件として、入院日額に表 6 の配当率を乗じた金額とします。

e. 毎年の健康特別配当金

契約日が平成 19 年 4 月 1 日以前の契約に対して、契約日から 5 年以上経過していることを要件として、危険保険金に表 7 の配当率を乗じた金額とします。

表4 5年ごと高額加算特別配当率 (保険金100万円につき)

契約日	配当率
平成11年4月1日以前	100円
平成11年4月2日以降	0円

表5 5年ごと健康特別配当率 (例示) (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	27.50円	20.00円	37.50円	92.25円	249.75円	612.25円
女	7.75円	11.00円	25.00円	56.25円	113.75円	291.50円

契約日が平成8年10月2日以降 平成19年4月1日以前の養老保険、終身保険、医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約について記載。

表6 5年ごと医療特別配当率 (例示) (入院日額1,000円につき)

性別	疾病部分の配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	31.52円	43.84円	74.72円	117.56円	206.20円	433.36円
女	38.72円	77.68円	43.24円	68.52円	170.28円	314.36円

契約日が平成13年10月26日以降 平成19年4月1日以前の医療保険 (120日型) 及び終身医療保険 (120日型) について記載。
災害部分の配当率は年齢によらず入院日額1,000円につき男性は21.48円、女性は14.72円。

表7 毎年の健康特別配当率 (例示) (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	290円	0円	70円	130円	1,830円	3,020円
女	20円	0円	70円	160円	880円	2,790円

契約日が平成8年10月2日以降 平成19年4月1日以前の養老保険、終身保険、医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約について記載。

③ 利益配当付保険契約

[普通配当]

a. 死差益配当金

危険保険金に表 8 の配当率を乗じた金額とします。

b. 費差益配当金

保険金に表 2 の配当率を乗じた金額に表 9 の配当金額を加えた金額とします。

c. 利差益配当金

責任準備金に表 10 の配当率を乗じた金額とします。

d. 災害及び疾病関係配当金

特約保険金及び入院日額に表 11 の配当率を乗じた金額とします。

表 8 死差益配当率 (例示) (危険保険金100万円につき)

契約種類	性別	配当回数	配当率					
			到達年齢					
			20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
新契約	男	10回目未満	300円	120円	90円	0円	1,170円	3,130円
		10回目以上	300円	120円	90円	0円	1,170円	3,130円
	女	10回目未満	30円	40円	100円	260円	900円	2,880円
		10回目以上	30円	40円	100円	260円	900円	2,880円
転換契約	男	10回目未満	260円	0円	0円	60円	1,500円	0円
		10回目以上	260円	0円	0円	60円	1,500円	0円
	女	10回目未満	20円	20円	90円	0円	0円	2,590円
		10回目以上	10円	10円	90円	0円	0円	2,590円

契約日が平成 8 年 4 月 2 日以降 平成 19 年 4 月 1 日以前の養老保険、定期保険、医療保険、生存給付金付定期保険、こども進学保険、終身保険及び個人年金保険 (年金開始前) について記載。

表 9 費差益配当の高額加算配当率 (例示) (保険金100万円につき)

配当回数	保険契約ごとの合計保険金額	配当率
4回目から9回目	2,000万円超 3,000万円以下の部分	50円
	3,000万円超 5,000万円以下の部分	150円
	5,000万円超の部分	300円
10回目以上	2,000万円超 3,000万円以下の部分	300円
	3,000万円超 5,000万円以下の部分	450円
	5,000万円超の部分	600円

主契約の保険金額が1,000万円未満の定期付養老保険及び定期付終身保険について記載。

契約日から 5 年ごとの応当日を迎える契約で合計保険金額のうち2,000万円を超過する部分については保険金100万円につき300円を加算。

表 1 0 利差益配当率

対象契約	配当率
予定利率2.00%未満	1.80%と予定利率との差
予定利率2.00%以上3.00%以下	1.60%と予定利率との差
予定利率3.00%超 4.00%以下	1.40%と予定利率との差
予定利率4.00%超	1.30%と予定利率との差
災害死亡給付金付個人年金保険 (平準払契約) 貯蓄保険	0.00%
災害死亡給付金付個人年金保険 (一時払契約)	1.40%と予定利率との差
養老保険 (予定利率2.25%以下の一時払契約)	(保険期間10年未満の場合) 0.70%と予定利率との差
個人年金保険 (予定利率2.00%未満の一時払契約)	(保険期間10年以上の場合) 1.10%と予定利率との差

表 1 1 災害及び疾病関係配当率 (例示)

(入院日額1,000円につき)

保険種類	配当率
災害関係特約	50～1,650円
災害入院特約	10～330円
疾病入院特約	30～530円
成人病特約 (昭和 6 2 年 4 月 2 日以降の契約)	50円

災害関係特約については特約保険金100万円に対する率。

上記の①、②及び③について、各配当金のほかに消滅時特別配当金をお支払いする場合がありますが、本案では0円とします。ただし、社員配当金特殊支払特則に基づく買増保険金がある場合はその金額をお支払いします。

(2) 団体保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は 0 円とします。

① 団体定期保険契約及び総合福祉団体定期保険契約

死差益に表 1 2 の配当率を乗じた金額とします。

② 団体定期保険年金払特約及び総合福祉団体定期保険年金払特約

責任準備金に表 1 3 の配当率を乗じた金額とします。

③ 団体信用生命保険契約及び消費者信用団体生命保険契約

次の a, b の合計額とします。

a. 死差益に表 1 2 の配当率を乗じた金額

b. 団体信用生命保険 3 大疾病保障特約の死差益に表 1 2 の配当率を乗じた金額

ただし、a または b において死差損となる場合は、その死差損額を他方の死差益額と通算します。

④ 団体終身保険契約

次の a, b の合計額とします。

a. 死差益に表 1 2 の配当率を乗じた金額

b. 経過責任準備金に表 1 3 の配当率を乗じた金額

ただし、a については個人扱の場合、個人保険契約及び個人年金保険契約の利益配当付保険契約の死差益配当金に準じて算出します。

⑤ 心身障害者扶養者生命保険契約

次の a, b の合計額とします。

a. 死差益に表 1 2 の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

b. 経過責任準備金に表 1 3 の配当率を乗じた金額

(3) 団体年金保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は 0 円とします。

- ① 確定給付企業年金保険契約、厚生年金基金保険(H14)契約、
厚生年金基金保険契約及び国民年金基金保険契約

経過責任準備金に表 1 3 の配当率を乗じた金額とします。

- ② 新企業年金保険(H14)契約、新企業年金保険契約、企業年金保険契約
及び拠出型企業年金保険(H14)契約

次の a, b の合計額とします。ただし、それぞれの結果が負値の場合は 0 円とします。

- a. 経過責任準備金に表 1 3 の配当率を乗じた金額
b. 遺族年金特約の死差益に表 1 2 の配当率を乗じた金額

- ③ 団体生存保険契約及び新団体生存保険契約

次の a, b の合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表 1 3 の配当率を乗じた金額
b. 死差益に表 1 2 の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

- ④ 有期利率保証型確定拠出年金保険契約

0 円とします。

(4) 財形保険契約及び財形年金保険契約

[勤労者財産形成貯蓄積立保険契約、財形住宅貯蓄積立保険契約、勤労者財産形成
給付金保険契約、財形年金保険契約及び財形年金積立保険契約]

経過責任準備金に表 1 3 の配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の
場合は 0 円とします。

(5) その他の保険契約

[医療保障保険(団体型)契約及び団体就業不能保障保険契約]

死差益に表 1 2 の配当率を乗じた金額とします。

表 1 2 団体保険、団体年金保険及びその他の保険の死差益配当率

保険種類		配当率
団体保険	団体定期保険契約	6%～97%
	総合福祉団体定期保険契約	14.0%～98.7%
	団体信用生命保険契約	10%～97%
	団体信用生命保険 3 大疾病保障特約	7%～85%
	消費者信用団体生命保険契約	10%～97%
	団体終身保険契約	25%～95%
	心身障害者扶養者生命保険契約	95%
団体年金保険	遺族年金特約	50%～95%
	団体生存保険契約	95%
	新団体生存保険契約	
その他の保険	医療保障保険 (団体型) 契約	25%～70%
	団体就業不能保障保険契約	10%～30%

表 1 3 団体保険、団体年金保険、財形保険及び財形年金保険の利差益配当率

保険種類		配当率	
団体保険	予定利率2.00%未満	1.80%と予定利率との差	
	予定利率2.00%以上3.00%以下	1.60%と予定利率との差	
	予定利率3.00%超 4.00%以下	1.40%と予定利率との差	
	予定利率4.00%超	1.30%と予定利率との差	
団体年金保険	確定給付企業年金保険契約 新企業年金保険 (H14) 契約 厚生年金基金保険 (H14) 契約	1.80%と予定利率との差	
	新企業年金保険契約 企業年金保険契約 厚生年金基金保険契約 国民年金基金保険契約 団体生存保険契約 新団体生存保険契約	1.10%と予定利率との差	
	拠出型企業年金保険 (H14) 契約	1.40%と予定利率との差	
	財形保険 財形年金保険	勤労者財産形成貯蓄積立保険契約 財形住宅貯蓄積立保険契約 勤労者財産形成給付金保険契約 財形年金保険契約 財形年金積立保険契約	1.80%と予定利率との差

第 3 号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を、次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の趣旨

(1) 自己資本の一層の充実を図るため、200 億円の基金の再募集を行うことにともない、所要の変更を行うものであります。

(2) 以上の変更以外に、削除された附則を整理して条文の繰上げを行うものであります。

2. 変更案及び変更理由

変更案及び変更理由は、次表「定款変更 新旧対照表」のとおりであります。

定款変更 新旧対照表

(注：_は変更部分)

現行定款	変更案	変更理由
<p>第 2 章 基金</p> <p>(基金の総額)</p> <p>第 6 条 当会社の基金の総額 (基金償却積立金の額を含む。) は、<u>860</u> 億円とする。</p>	<p>第 2 章 基金</p> <p>(基金の総額)</p> <p>第 6 条 当会社の基金の総額 (基金償却積立金の額を含む。) は、<u>1,060</u> 億円とする。</p>	<p>○200 億円の基金の募集を行なうことにともない基金の総額を増額します。</p>
<p>第 9 章 計算</p> <p>(損失てん補準備金)</p> <p>第 3 5 条 当会社は、損失てん補準備金を <u>860</u> 億円まで積立てるものとする。</p>	<p>第 9 章 計算</p> <p>(損失てん補準備金)</p> <p>第 3 5 条 当会社は、損失てん補準備金を <u>1,060</u> 億円まで積立てるものとする。</p>	<p>○基金の総額の増額にとまない、損失てん補準備金の積立限度額を 1,060 億円に変更します。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(平成 21 年 7 月 2 日付改正に 関する経過措置)</u></p> <p><u>第 4 条 第 1 号および第 2 号 の経過措置を設け、第 3 号に 定める時をもって本条の規 定を削除する。</u></p> <p><u>(1) 第 6 条に定める基金の総 額のうち、710 億円を超える 額については、平成 22 年 3 月 31 日までの当会社の決定 した日を払込期日とする基 金の募集を当会社が行なっ た場合に、その払込期日に 効力が生じるものとする。</u></p> <p><u>(2) 経済情勢の変化その他や むを得ない事情により、前 号に定める払込期日までに 払込みのあった基金の額と 710 億円の合計額が 860 億円 に満たない場合には、第 6 条に定める基金の総額およ び第 35 条に定める損失てん 補準備金の積立限度額は、 その払込期日から平成 21 年 7 月 3 日以降最初に開催され る総代会の開催日までに限 り当該合計額に変更される ものとし、当該開催日以降 の基金の総額および損失て ん補準備金の積立限度額 は、当該総代会において決 定する。</u></p> <p><u>(3) 前号の総代会の終結の時。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>○既に失効している規定のため削除します。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 理 由
(新 設)	<p>(平成 23 年 7 月 5 日付改正に関する経過措置)</p> <p><u>第 4 条 第 1 号の経過措置を設け、第 2 号に定める時をもって本条の規定を削除する。</u></p> <p><u>(1) 平成 23 年度の基金の拠出者について、第 7 条第 1 項の基金拠出契約に定める期日は、拠出日から 5 年以内とする。</u></p> <p><u>(2) 平成 23 年度に募集した基金の全額が償却された時。</u></p>	<p>○平成 23 年度に募集する基金の償却に関する事項を規定します。</p>
(新 設)	<p>(平成 23 年 7 月 5 日付改正に関する経過措置)</p> <p><u>第 5 条 第 1 号および第 2 号の経過措置を設け、第 3 号に定める時をもって本条の規定を削除する。</u></p> <p><u>(1) 第 6 条に定める基金の総額のうち、860 億円を超える額については、平成 24 年 3 月 31 日までの当会社の決定した日を払込期日とする基金の募集を当会社が行なった場合に、その払込期日に効力が生じるものとする。</u></p> <p><u>(2) 経済情勢の変化その他やむを得ない事情により、前号に定める払込期日までに払込みのあった基金の額と 860 億円の合計額が 1,060 億円に満たない場合には、第 6 条に定める基金の総額および第 35 条に定める損失てん補準備金の積立限度額は、その払込期日から平成 23 年 7 月 6 日以降最初に開催される総代会の開催日までに限り当該合計額に変更されるものとし、当該開催日以降の基金の総額および損失てん補準備金の積立限度額は、当該総代会において決定する。</u></p> <p><u>(3) 前号の総代会の終結の時。</u></p>	<p>○平成 23 年度に募集する基金の払込期日及び効力発生日に関する事項を規定します。</p> <p>○基金の募集の結果、基金の総額が 1,060 億円に満たない額となる場合には、次回の総代会まで基金の総額及び損失てん補準備金の積立限度額はその額に変更される旨、ならびに次回の総代会で基金の総額及び損失てん補準備金の積立限度額を変更決定する旨を規定します。</p>